

平成22年11月9日

# 個人所得課税(個人住民税)

【資料】

## 見直しの視点【個人住民税の諸控除】

- 住民税の所得控除については、控除項目・金額ともに所得税の範囲内としてきたところであり、所得税において成年扶養控除、配偶者控除を見直す場合には、住民税についても同様の検討が必要ではないか。

※所得税の給与所得控除や退職所得金額の計算方法の見直しは、住民税には原則、自動影響。

- 「地域社会の会費」という住民税の基本的性格を踏まえると、政策誘導的な色彩が強いとされる生命保険料控除や地震保険料控除については見直しを検討することが必要ではないか。

- 住民税の退職所得課税については、現年課税化(S42～)の際に、課税が1年前倒しされたこと等を理由に、当時の金利水準を踏まえ、退職所得に係る住民税額の10%を税額控除する仕組みが導入されたが、昨今の金利水準を踏まえると、見直しを検討することが必要ではないか。

## 個人住民税の課題（諸控除関係）

### <平成22年度税制改正大綱[控除関係抜粋]>

- ・ 個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しており、所得税よりも課税最低限が低く設定されていて、比例税率をとっています。
- ・ 今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進めます。

### <議論の中間的な整理(税調・専門家委員会)[控除関係抜粋]>

- ・ 今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進めることが必要。その際、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得控除の額は所得税より低い額となっていることに留意が必要。
- ・ 個人住民税の税額控除については、主として課税技術上の控除が中心で、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、政策的な控除は極めて限定的。

# 個人住民税の性格

## ○平成22年度税制改正大綱(抄)

個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しており、所得税よりも課税最低限が低く設定されていて、比例税率をとっています。

### 税率構造

所得にかかわらず、等しく10%の税を納めることで応益性が明確化

### 所得控除

所得税の控除額よりも低く設定

所得控除の例	個人住民税	所得税
基礎控除、配偶者控除、扶養控除	33万円	38万円
生命保険料控除※	最高7万円	最高12万円

※ 生命保険料控除は平成24年1月1日以後に契約した生命保険等に係る保険料の場合

### 税額控除

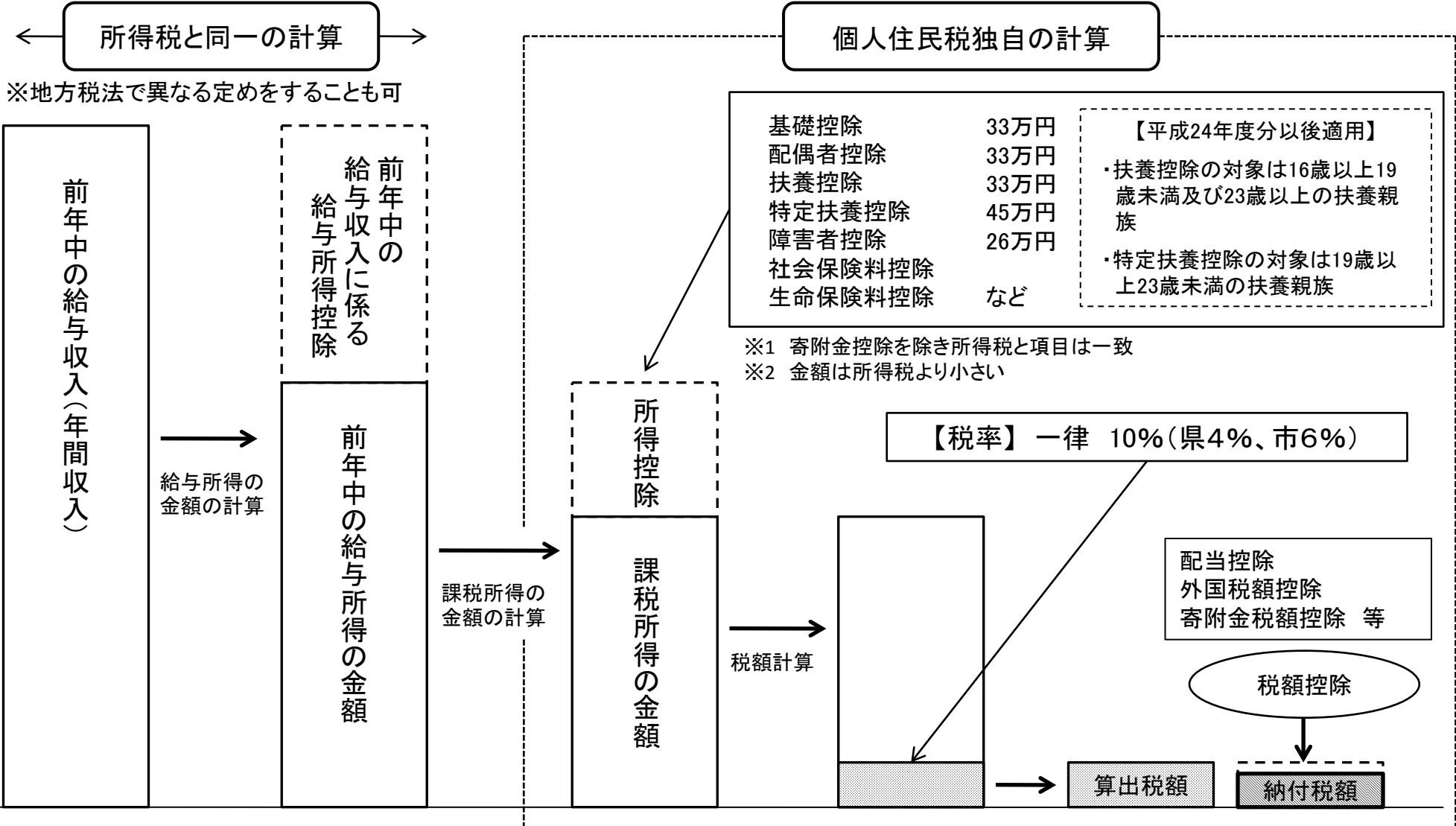
課税技術上の控除が中心で、政策的控除は極めて限定的

税額控除の例	趣旨
配当控除、外国税額控除	二重課税の調整といった課税技術上の控除
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅ローン控除を補完する控除(減収は国で補てん)

※ 所得税における政策的税額控除(既存住宅の耐震改修をした場合等の特別控除、試験研究を行った場合の特別控除等)は個人住民税では設けられていない。

# 個人住民税所得割額計算のフローチャート

(給与所得の算出は所得税と共通)



# 人的控除の概要(個人住民税)

- 個人住民税の所得控除は、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格(応益的な性格)から、所得税の控除額よりも低く設定
- 例えば、平成11年の所得税において講じられた年少扶養控除加算は、個人住民税では講じられなかった等、控除項目についても抑制的

	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額			本人の所得要件	
			【現行】	(参考) 所得税	24年度～		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	—	
	配偶者控除	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	—
		老人控除対象配偶者 (同居特別障害者加算)	昭和56年度 (1981年度) 昭和58年度 (1983年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者 ・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	38万円 +23万円	48万円 +35万円	— 【同居特別障害者控除に改組】
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない者	最高 33万円	最高 38万円	年間所得1,000万円以下	
	扶養控除	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者			—
		一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族 【24年度～:16歳未満を廃止・年齢16歳以上19歳未満を追加】	33万円	38万円	—
		特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族 【24年度～:19歳以上23歳未満に縮減】	45万円	63万円	—
		老人扶養親族 (同居特別障害者加算)	昭和48年度 (1973年度) 昭和58年度 (1983年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族 ・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	38万円 +23万円	48万円 +35万円	— 【同居特別障害者控除に改組】
		(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	+10万円	—
	特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円
(特別障害者控除)			昭和43年度 (1968年度)	・上記の者が特別障害者である場合	30万円	40万円	—
(同居特別障害者控除)		平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者			53万円 (所得税:75万円) 【新設】	
寡婦控除		寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・次のいずれかの者 ①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
		(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	年間所得500万円以下
寡夫控除		昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下	
勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下		

## その他の所得控除制度の概要(個人住民税)

控除の種類	概要	控除額の計算方法(所得税との比較)
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	所得税と同じ
医療費控除	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	所得税と同じ
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	所得税と同じ
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	所得税と同じ
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除	控除額 7万円(最大)[<所得税>控除額 12万円(最大)]
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	控除額 2.5万円(最大)[<所得税>控除額 5万円(最大)]

※ 生命保険料控除は平成24年1月1日以後に契約した生命保険等に係る保険料の場合

# 個人住民税の税額控除

○ 個人住民税の税額控除は、課税技術上の控除が中心であり、政策的控除は極めて限定的

税額控除名	趣旨
配当控除	二重課税の調整
外国税額控除	
配当割額控除 株式等譲渡所得割額控除	
調整控除	税源移譲に伴う調整
税源移譲に伴う 住宅借入金等特別税額控除	
寄附金税額控除	地方公共団体に対する寄附金や都道府県又は市区町村が条例で指定した寄附金等を控除（地方団体の受益の範囲内）
住宅借入金等特別税額控除	所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を控除 ※平成22年度から適用。減収は国で補てん

主として課税技術上の控除

政策的控除は極めて限定的

(参考) 所得税における政策的税額控除の例

対象	税額控除名
個人	既存住宅の耐震改修をした場合等の特別控除
	政治活動に関する寄附をした場合の特別控除
青色申告者	試験研究を行った場合の特別控除
	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除
	事業基盤強化設備等を取得した場合の特別控除

個人住民税には設けられていない



# 個人住民税の政策誘導的な控除（生命保険料控除・地震保険料控除）について

## ○平成22年度第3回政府税制調査会本体会合・片山税制調査会会長代行発言〈抄〉

- ・ 地域主権改革というのは、地域のことは基本的に地域で決める、地域の住民の皆さんが責任を持って決めるということ
- ・ (地方税の)特例の細部にわたってまで国が関与しているというような面がありますので、こういうものをなるべく地域主権改革の文脈の中で、その関与を外していくということが必要

## ○地域主権戦略大綱(平成22年6月22日 閣議決定)〈抄〉

- ・ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、..(中略)..地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」である。

## ○個人住民税の生命保険料控除・地震保険料控除の概要

控除名	減収額	適用数	1人当たり減税額(年額)	控除の趣旨
生命保険料控除	1,633億円	4,183万人	約4,000円	<u>長期貯蓄の奨励や相互扶助による生活の安定を図るため、支払った生命保険料の一定額を所得から控除(最大7万円)</u>
地震保険料控除	102億円	1,046万人	約1,000円	<u>地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全促進等のため、支払った地震保険料の金額の2分の1を所得から控除(最大2.5万円)</u>

※寄附金税額控除については、地方団体の受益の範囲内での減税措置と整理。住宅借入金等特別税額控除の減収は国が補てんしており実質減収なし。  
※減収額・適用数は平成21年度課税ベース。

## 抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(抄)（平成19年11月 税制調査会）

### 第2 各論 1. 個人所得課税 (8) 個人住民税 ① 今後の改革のあり方

また、所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確となったことを踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必要がある。

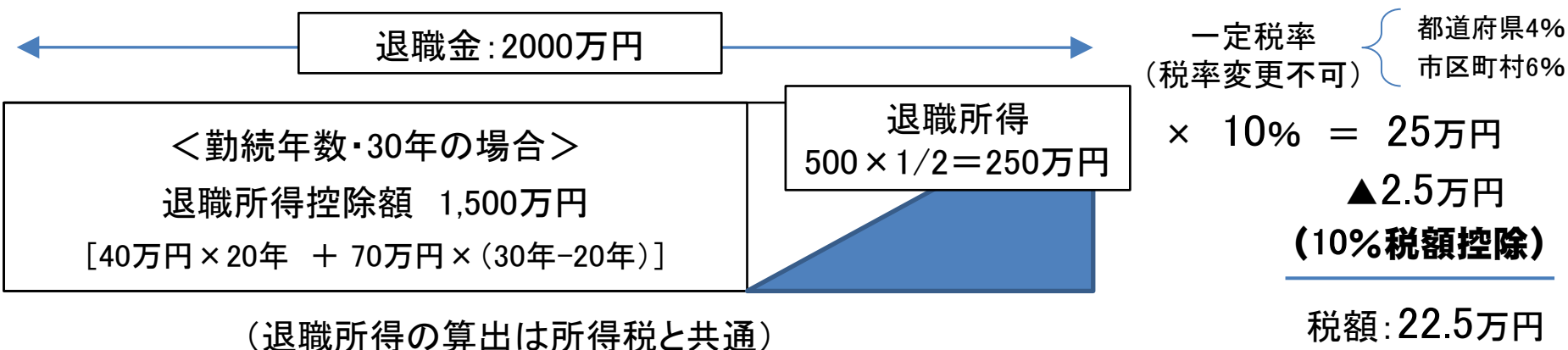
## 個人所得課税に関する論点整理(抄)（平成17年6月21日 税制調査会基礎問題小委員会）

### 5. 個人住民税 (1) 所得割

所得割の諸控除については、個人住民税の性格も踏まえて簡素化・集約化などの見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。特に、税源移譲に伴い応益的な性格が強まることから、人的控除をはじめ各種の所得控除について、所得税とは独立して、整理合理化を図ることが望ましい。なかでも、生命保険料控除、損害保険料控除など政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべきである。

# 退職所得に係る個人住民税の課税方式

○ 他の所得と区分して、次により源泉分離課税(現年課税) <S41年度税制改正・S42.1～導入>



【住民税独自の10%税額控除の導入理由(現年課税化時に導入)】 減収額: ▲150億円程度 (H20年度)

現年課税化による1年早い徴収により、税額相当に係る運用益が失われること等を理由に当分の間の措置として導入。

日本銀行基準貸付利率等 S.41.4.1: 6.21% H22.10.1: 0.3%

定期預金(1年以上2年未満新規受入分)の平均金利 H19.9~H22.8: 平均0.3% H22.8現在: 0.09%

(出典)日本銀行HP

(注)退職所得の計算は所得税・住民税共通であるため、所得税における退職所得1/2課税の見直し等は、住民税には自動影響。